

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年10月9日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合

新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。  
(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)  
公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について  
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号：5 国名：スリランカ 担当：スリランカ事務所  
案件名：産業人材育成情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2013年12月中旬～2014年7月下旬

2 参加要件

海外における産業振興及び高等教育分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月23日から2013年10月25日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月23日から2013年10月28日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年11月8日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：11月下旬
- (5) 契約交渉：11月下旬～12月上旬

5 業務の目的

スリランカ国（以下、「ス」国）は、2009年の内戦終結後、毎年急速な経済成長を続けており、2012年の一人当たり国民所得は2880ドルと中所得国入りを果たすまでになった。「ス」国政府の国家開発計画の最上位に位置づけられている「マヒンダ チンタナ（2010 - 2016年）」においては、今後も年8%の経済成長を続けていき、2016年には4000ドルとなることを目指している。しかしながら、現在「ス」国の経済は、繊維産業や農業等、主要輸出産業が脆弱で相対的に付加価値が低く、内需牽引型の経済成長モデルとなっており、今後も持続的に成長していくためには、各セクターにおいて生産性の向上や既存産業の高度化等が求められている。特に、「ス」国の人口規模は2000万人と相対的に小さく潜在的な国内市場も小さいことから、今後も高い経済成長を達成していくためには、民間セクターの成長発展を通じ、インド・中東等のマーケットをターゲットとした高付加価値製造業の振興・海外からの投資促進呼び込みのための基盤となる産業人材育成が重要とされている。

他方、人材育成の観点から「ス」国教育事情を振り返ってみると、社会主義体制を取っていたことに鑑み、初等教育から高等教育まで無償で教育を受けることができることから、基礎教育の就学率が高いもの（初等教育92.8%、中等教育88.2%、2012年UNESCO Institute for Statisticsより）、高等教育については大学進学者が高校卒業者の1割程度のみといった状況でありアクセスが極めて限られており、特に工学系大学については全国で15大学中、5大学（大学生総数の6%）と限定され、産業振興のための人材育成は追いついていない状況とされる。また、大学卒業生を含めた人材の海外流出（総労働人口の約25%）が課題となっており、様々な要因が考えられるものの、その理由の一つとして、既存の大学や職業訓練校では、高度化しつつある経済、産業界のニーズに合った人材を育成できておらず、大学卒業後に就職先が見つからない雇用のミスマッチが起きていることが挙げられる。かかる状況の下、「ス」国高等教育省/産業・商業省は、産業振興のためのエンジニアの育成が喫緊の課題とし、我が国に対し、高等教育支援を要請してきているところであるが、産業人材育成について考慮した際に、高等教育支援を行うことが有効なのかについての検討が必要である。

なお、これまで我が国は「ス」国に対し、民間セクター開発分野において様々な協力を行っており、なかでも2009年に実施した「工業振興・投資促進計画調査」においては、重点分野ごとに産業振興5年計画を策定している。しかしながら、その後2度にわたる政権交代等により、産業振興省庁の再編や政策の方針転換等が行われ、一貫した産業政策を実施できなかったことから、有効な民間セクター開発を行うことが困難な状況であり、2010年の技術教育訓練再編整備計画（日本スリランカ職業訓練短大）プロジェクト（技術協力）終了以降、新たな民間セクター開発支援は行っていない。現在の国別援助計画では、内戦後の「ス」国の経済成長促進を図るため、「成長のための経済基盤整備」を主要開発課題とし、経済インフラ整備を中心とした支援を行ってきているが、内戦終結後4年が経過し、今後も「ス」国が安定した経済成長を成し遂げていくために、改めて産業振興とそれに資する人材の育成支援について検討することが求められている。

上記多様な背景の下、本基礎情報収集調査では、「ス」国の経済成長を継続していくための産業振興・投資促進について、基盤となる人材育成面から見た課題を明らかにし、「ス」国高等教育省からの高等教育支援にかかる要請内容にも留意しつつ、適切な産業人材育成支援の具体的方策を示すべく実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

業務対象国は、「ス」国及び近隣2か国（例：インド南部、シンガポール等）を想定している。

（２）相手国関係機関

高等教育省、産業・商業省、経済開発省、投資促進省、職業・技術訓練省等を想定している。

（３）業務内容

ア．今後成長のポテンシャルを有する産業の絞り込み

（ア）既存の各種資料のレビュー

（イ）関係省庁・スリランカ国内商工団体・JETRO・日系企業等へのヒアリング

（ウ）近隣2か国の日本人商工会（インド南部、シンガポール等）及び現地企業等へのヒアリング

（エ）上記（ア）～（ウ）を通じ、今後も成長のポテンシャルを有する産業（ 対外直接投資の促進、 FTAを締結しているインド・パキスタンや中東地域への輸出による外貨獲得を目指した高付加価値製造業の育成及び 外国人向けサービス業の育成に資する産業を主眼とする ）について取りまとめる。

イ．必要な政策・施策を特定した上、当該政策・施策に係る効果的な援助アプローチ検討に必要な情報収集・分析を以下の通り行う。情報収集・分析に際しては、我が国が有する経験・知見の優位性や支援内容の妥当性・有効性に留意しつつ個別案件をリスト化・検証する。

（ア）「ス」国における産業人材育成（高等教育・職業訓練・企業経営人材育成を含む）に係る既存の政策・資料のレビュー、産業人材育成関連機関へのヒアリング、産業人材に対するアンケート調査の実施

（イ）産業人材育成分野におけるJICA及び他ドナーの過去の支援実績の分析、他ドナーへのヒアリング

（ウ）民間企業、JETRO、スリランカ国内商工団体、JASTECA等へのヒアリングを通じた人材育成ニーズの確認

（エ）上記（ア）～（ウ）の結果を基に、今後支援が必要と思われる産業人材育成分野で、重点的に育成が必要な支援対象人材を特定し、具体的な政策・施策の提言を行うとともに、当該政策・施策に対する効果的な援助アプローチ検討に必要な情報収集・分析を行う。

（オ）上記ア及びイ（ア）～（エ）で取り纏めた今後の成長産業を育成・振興する際に、特に人材育成面におけるボトルネックを特定する。

7 成果品等

（１）2013年度

ア インセプションレポート（英）（2014年1月下旬）

イ プログレスレポート（英）（2014年3月下旬）

（２）2014年度

ア ドラフトファイナルレポート（和英、要約付）（2014年5月中旬）

イ ファイナルレポート（和英、要約付）（2014年7月中旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

（１）総括（産業振興政策／協力シナリオ作成）（評価対象予定者）

（２）工学系高等教育

（３）企業経営分野／職業訓練分野

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。